

※ 現段階の案であり、今後の検討により変更があり得るものである。

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の十二の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定
的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準を次のように定める。

平成十八年 月 日

厚生労働大臣 川崎 二郎

児童福祉法に基づく指定的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準

目次

第一章 総則

第二章 指定的障害児施設、指定第一種自閉症児施設、指定第二種自閉症児施設の人員、設備及び運営に
関する基準

第一節 基本方針

第二節 人員に関する基準

第三節 設備に関する基準

第四節 運営に関する基準

第三章 指定的障害児通園施設の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 基本方針

第二節 人員に関する基準

第三節 設備に関する基準

第四節 運営に関する基準

第四章 指定盲ろうあ児施設の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 基本方針

第二節 人員に関する基準

第三節 設備に関する基準

第四節 運営に関する基準

第五章 指定肢体不自由児施設、指定肢体不自由児療護施設の人員、設備及び
運営に関する基準

運管に関する基準

第一節 基本方針

第二節 人員に関する基準

第三節 設備に関する基準

第四節 運営に関する基準

第六章 指定重症心身障害児施設の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 基本方針

第二節 人員に関する基準

第三節 設備に関する基準

第四節 運営に関する基準

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 指定的障害児施設、指定的障害児通園施設、指定盲ろうあ児施設、指定肢体不自由児施設及び指

定重症心身障害児施設に係る児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第二十四
条の十二第二項の基準及び同条第二項の指定的障害児施設等の設備及び運営に関する基準については、こ
の省令の定めるところによる。

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害児 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第四条第二項に定める障
害児（法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により障害児施設給付費等を支給することができるこ
とされた者を含む。）をいう。

二 指定的障害児施設 法第二十四条の二の規定により都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第
六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は児童福祉法（昭和二
十二年法律第六十四号）（第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という
）にあつては、当該指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）が指定する知的障害児施設であ
つて、第三号及び第四号を除いたものをいう。

三 指定第一種自閉症児施設 法第二十四条の二の規定により都道府県知事が指定する自閉症を主たる症状とする児童であつて、病院に収容することを要するものを入所させる自閉症児施設をいう。

四 指定第二種自閉症児施設 自閉症を主たる症状とする児童であつて、病院に収容することを要しないものを入所させる自閉症児施設をいう。

五 指定知的障害児通園施設 法第二十四条の二の規定により都道府県知事が指定する知的障害児通園施設をいう。

六 指定盲ろうあ児施設 法第二十四条の二の規定により都道府県知事が指定する盲ろうあ児施設であつて次のイからハまでに掲げるものをいう。

イ 指定盲児施設 指定盲ろうあ児施設のうち、盲児を入所させるものをいう。

ロ 指定ろうあ児施設 指定盲ろうあ児施設のうち、ろうあ児を入所させるものであつてハを除いたものをいう。

ハ 指定難聴幼児通園施設 指定盲ろうあ児施設のうち、強度の難聴の幼児を保護者の下から通わせて

指導訓練を行う施設をいう。

七 指定肢体不自由児施設 法第二十四条の二の規定により都道府県知事が指定する肢体不自由児施設であつて、第八号及び第九号を除いたものをいう。

八 指定肢体不自由児通園施設 指定肢体不自由児施設のうち、通所による入所者のみを対象とする施設をいう。

九 指定肢体不自由児療護施設 指定肢体不自由児施設のうち、病院に収容することを要しない肢体不自由のある児童であつて、家庭における養育が困難なものを入所させる施設をいう。

十 指定重症心身障害児施設 法第二十四条の二の規定により都道府県知事が指定する重症心身障害児施設をいう。

十一 指定知的障害児施設等 法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等をいう。

十二 指定施設支援 法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援をいう。

十三 指定施設支援費用基準額 指定施設支援に係る法第二十四条の二第二項（法第六十三条の二第三項の規定により読み替へて適用する場合を含む。以下同じ。）に規定する厚生労働大臣が定める基準により

算定した費用の額（その額が現に当該指定施設支援に要した費用（特定費用）（法第二十四条の二第一項）法第六十三条の二第三項の規定により読み替へて適用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）を超えるときは、当該現に指定施設支援に要した額とする。）をいう。

十四 施設利用者負担額 指定施設支援費用基準額から当該指定施設支援につき支給された障害児施設給付費の額を控除して得た額及び第二十号に定める障害児施設医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定された額又は法第二十四条の二十第三項（法第六十三条の三の二第三項の規定により読み替へて適用される場合を含む。以下同じ。）に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該障害児施設医療につき支給すべき障害児施設医療費の合計額を控除して得た額をいう。

十五 施設給付決定 法第二十四条の三第四項（法第六十三条の二第三項の規定により読み替へて適用する場合を含む。以下同じ。）に規定する施設給付決定をいう。

十六 施設給付決定保護者 法第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者（法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により障害児施設給付費等を支給することができる。）

十七 給付決定期間 法第二十四条の三第六項に規定する給付決定期間をいう。

十八 施設受給者証 法第二十四条の三第六項に規定する施設受給者証をいう。

十九 法定代理受領 法第二十四条の三第八項（法第六十三条の二第三項の規定により読み替へて適用される場合を含む。以下同じ。）の規定により施設給付決定保護者が指定知的障害児施設等に支払うべき指定施設支援に要した費用（特定費用を除く。）について、障害児施設給付費として当該施設給付決定保護者に支給すべき額又は法第二十四条の二十第四項（法第六十三条の二第三項の規定により読み替へて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により施設給付決定保護者が指定知的障害児施設等に支払うべき障害児施設医療に要した費用について、障害児施設医療費として当該施設給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該施設給付決定保護者に代わり、当該指定知的障害児施設等に支払われることをいう。

二十 障害児施設医療 法第二十四条の二十に規定する障害児施設医療をいう。

（指定知的障害児施設等の一般原則）

第三条 指定知的障害児施設等は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた従業者の指導により、心身ともに健やかにして、社会に適應するように育成されることを保障するものにならなければならない。

2 指定知的障害児施設等は、障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定施設支援の提供に努めなければならない。

3 指定知的障害児施設等は、できる限り居室に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 指定知的障害児施設等は、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。

第二章 知的障害児施設

第一節 基本方針

第四条 指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設及び指定第二種自閉症児施設（以下指定知的障害児入所施設という。以下同じ。）は、知的障害のある児童を入所させて、これを保護するとともに、適切に独立自活に必要な知識技能を与えなければならない。

九頁

第二節 人員に関する基準

（指定知的障害児施設の従業者の員数）

第五条 指定知的障害児施設（法第二十四条の二の規定により都道府県知事が指定する指定知的障害児施設をいう。以下同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第三号の栄養士を置かないことができる。

- 一 嘱託医 一以上
- 二 児童指導員及び保育士 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね障害児の数を四・三で除して得た数以上とする。
- 三 栄養士 一以上

2 指定知的障害児施設の従業者（前項第一号に掲げる嘱託医を除く。）は、専ら当該指定知的障害児施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、前項第三号に掲げる栄養士については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事することができるものとする。

（指定第一種自閉症児施設の従業者の員数）

第六条 指定第一種自閉症児施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 医療法（昭和二十三年法律第百二十五号）に規定する病院として必要とされる従業者
- 二 児童指導員及び保育士 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね障害児の数を六・七で除して得た数以上とする。

2 指定第一種自閉症児施設の従業者は、専ら当該指定第一種自閉症児施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する職員を除き併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事することができるものとする。

（指定第二種自閉症児施設の従業者の員数）

第七条 指定第二種自閉症児施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第五号の栄養士を置かないことができる。

- 一 嘱託医 一以上
- 二 医師 一以上
- 三 看護師 障害児おおむね二十人につき一以上

一一頁

四 児童指導員及び保育士 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね障害児の数を四・三で除して得た数以上とする。

五 栄養士 一以上

2 指定第二種自閉症児施設の従業者（前項第一号に掲げる嘱託医を除く。）は、専ら当該指定第二種自閉症児施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、前項第五号に掲げる栄養士については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

（指定知的障害児施設の設備）

第八条 指定知的障害児施設の設備の基準は、次のとおりとする。入所定員が三十人を超えないものにあつては、第五号の医務室を設けないことができる。

- 一 居室
- イ 一の居室の定員は、十五人以下とすること。
- ロ 障害児一人当たりの床面積は、三・三平方メートル以上とすること。

ハ 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

二 調理室

三 浴室

四 便所

五 医務室

六 静養室

七 入所している障害児の年齢等、適性等に応じ職業指導に必要な設備

2 指定知的障害児施設の設備は、専ら当該指定施設支援の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、前項に掲げる設備は（第一号を除く。）については、併せて設置する他の社会福祉施設の用に供することができるものとする。

（指定第一種自閉症児入所施設の設備）

第九条 指定第一種自閉症児施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 医療法に規定する病院として必要とされる設備

二 観察室

三 静養室

四 訓練室

五 浴室

2 指定第一種自閉症児施設の設備は、専ら当該指定施設支援の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、前項に掲げる設備（第一号を除く。）については、併せて設置する他の社会福祉施設の用に供することができるものとする。

（指定第二種自閉症児施設の設備）

第十条 指定第二種自閉症児施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、十五人以下とすること。

ロ 障害児一人当たりの床面積は、三・三平方メートル以上とすること。

ハ 入所している障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

二 調理室

三 浴室

四 便所

五 医務室

六 静養室

2 指定第二種自閉症児施設の設備は、専ら当該指定施設支援の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、前項に掲げる設備（第一号を除く。）については、併せて設置する他の社会福祉施設の用に供することができるものとする。

第四節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第十一条 指定知的障害児入所施設は、指定施設支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第三十七条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

（提供拒否の禁止）

第十二条 指定知的障害児入所施設は、正当な理由なく指定施設支援の提供を拒んではならない。

（あつせん、調整及び要請に対する協力）

第十三条 指定知的障害児入所施設は、法第二十四条の十九第二項の規定により指定施設支援の利用について都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が行うあつせん、調整及び要請（以下「あつせん等」という。）並びに当該あつせん等に対し、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第十四条 指定知的障害児入所施設は、入所申込に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他入所申込に係る障害児に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、都道府県と協議の上、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

2 指定知的障害児入所施設は、入所申込に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他入所申込に係る障害児に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、都道府県と協議の上、適切な病院又は診療

所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第十五条 指定知的障害児入所施設は、指定施設支援の提供を求められた場合は、その者の提示する施設受給者証によって、施設給付決定の有無、支給決定された障害児施設支援の種類、給付決定期間等を確かめるものとする。

(障害児施設給付費の支給の申請に係る援助)

第十六条 指定知的障害児入所施設は、施設支給決定を受けていない者から入所の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児施設等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定知的障害児入所施設は、施設支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う障害児施設給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十七条 指定知的障害児入所施設は、障害児の入所に際しては、その障害児の心身の状況、病歴、その置か

れている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(居住地変更が見込まれる者への対応)

第十八条 指定知的障害児入所施設は、施設給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに当該施設給付決定保護者の居住地の都道府県に連絡しなければならない。

(入退所の記録の記載等)

第十九条 指定知的障害児入所施設は、入所又は退所に際しては、当該指定施設支援の種類、入所又は退所に際しては、当該指定施設支援の種類、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下「障害児施設受給者証記載事項」という。）を、その施設給付決定保護者の施設受給者証に記載しなければならない。

2 指定知的障害児施設入所は、前項に規定する障害児施設受給者証記載事項を遅滞なく都道府県に対し報告しなければならない。

3 指定知的障害児施設入所は、入所障害児の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第二十条 指定知的障害児入所施設は、指定施設支援を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を、当該指定施設支援の提供の都度記録しなければならない。

2 指定知的障害児施設入所は、前項に規定による記録に際しては、施設給付決定保護者から指定施設支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定知的障害児入所施設が施設給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第二十一条 施設が指定施設支援を提供する障害児の施設給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接当該障害児の便益を向上させるものであつて、当該障害児の施設給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに施設給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によつて明らかにするとともに、施設給付決定保護者に対して説明を行い、施設給付決定保護者の同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに掲げる支払については、この限りではない。

(施設利用者負担額の受領)

第二十二条 指定知的障害児入所施設は、指定施設支援を提供した際は、施設給付決定保護者から指定施設支援に係る施設利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定知的障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定施設支援を提供した際は、施設給付決定保護者から当該指定施設支援に係る指定施設支援費用基準額及び指定第一種自閉症児施設において提供される障害児施設医療に係る健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定された額又は法第二十四条の二十第三項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3 指定知的障害児施設、指定第二種自閉症児施設は前二項の支払を受ける額のほか、指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を施設給付決定保護者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第二十四条の七第一項の規定により特定入所障害児食費等給付費が支給された場合は、令第二十七条の六第三項に規定する食費等の基準費用額（法第二十四条の七第二項において準用する法第二十四条の三第九項の規定により当該特定入所障害児食費等給付費が当該施設給付決定保護者に代わり当該指定知的障害児施設、指定第二種自閉症児施設に支払われた場合は、令第二

十七条の六第一項に規定する食費等の負担限度額を限度とする。

二 日用品費

三 その他指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、施設給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定第一種自閉症児施設は、第一項及び第二項の支払を受ける額のほか、指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を施設給付決定保護者から受けることができる。

一 日用品費

二 その他指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、施設給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 第三項第一号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

6 指定知的障害児入所施設は、第一項から第四項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った施設給付決定保護者に対し交付しなければならない。

7 指定知的障害児入所施設は、第三項又は第四項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、施設給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、施設給付決定保護者の同意を得なければならない。

(施設利用者負担額に係る管理)

第二十三条 指定知的障害児入所施設は、施設給付決定に係る障害児が同一の月に、当該指定障害児入所施設が提供する指定施設支援及び他の指定知的障害児施設等が提起する指定施設支援を受けたときは、当該指定施設支援に係る指定施設支援費用基準額から法第二十四条の二第二項(法第二十四条の五及び法第六十三条の二第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定により算定された障害児施設給付費の額を控除した額の合計額(以下「施設利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定知的障害児入所施設は、当該指定施設支援の状況を確認の上、施設利用者負担額合計額を都道府県に報告するとともに、当該施設給付決定保護者に通知しなければならない。

(障害児施設等給付費等の額に係る通知等)

第二十四条 指定知的障害児入所施設は、法定代理受領により都道府県から指定施設支援に係る障害児施設給付費又は障害児施設医療費の支給を受けた場合は、施設給付決定保護者に対し、当該施設給付決定保護者に

係る障害児施設給付費又は障害児施設医療費の額を通知しなければならない。

2 指定知的障害児入所施設は、第二十二條第二項の法定代理受領を行わない指定施設支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定施設支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を施設給付決定保護者に対して交付しなければならない。

(指定施設支援の取扱方針)

第二十五条 指定知的障害児入所施設は、次条第一項に規定する施設支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定施設支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定知的障害児入所施設の従業者は、指定施設支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、施設給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定知的障害児入所施設は、その提供する指定施設支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設支援計画の作成等)

第二十六条 指定知的障害児入所施設は、指定施設支援の提供に当たって、障害児について当該施設支援の提供に係る計画(以下「施設支援計画」という。)を作成するとともに、当該施設支援計画に基づき、適切に指定施設支援を提供しなければならない。

2 指定知的障害児入所施設は、前項の規定による施設支援計画の作成に当たって、施設給付決定保護者及び障害児に対し、当該施設支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。

3 指定知的障害児入所施設は、第一項の規定による施設支援計画の作成に係る会議を開かなければならない。

4 指定知的障害児入所施設は、施設支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、必要に応じて施設支援計画の見直しを行わなければならない。

5 第二項及び第三項の規定は、前項に規定する施設支援計画の見直しについて準用する。

(指定知的障害児入所施設の責務)

第二十七条 指定知的障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、指定障害福祉サービ

ス(障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。)等を利用することにより、その児童が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討しなければならない。

2 前項の検討に当たっては、児童指導員又は保育士等の従業者の間で協議しなければならない。

3 指定知的障害児入所施設は、心身の状況等に照らして、指定障害福祉サービス等を利用することにより居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、当該障害児の希望等を勘案し、当該障害児の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

(相談及び援助)

第二十八条 指定知的障害児入所施設は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指導、訓練等)

第二十九条 指定知的障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。

2 指定知的障害児入所施設は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。

3 指定知的障害児入所施設は、障害児に対し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるようにするため、障害児の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

4 指定知的障害児入所施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ、又は清拭しなければならない。

5 指定知的障害児入所施設は、指導、訓練等を行うに当たっては、常に一人以上の従業者を従事させなければならない。

6 指定知的障害児入所施設は、障害児に対し、当該障害児又は施設給付決定保護者の負担により、当該指定知的障害児施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第三十条 指定知的障害児入所施設において、障害児に食事を提供するにあたり、その献立は、できる限り変

化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を包有するものでなければならない。

2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第三十一条 指定知的障害児入所施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定知的障害児入所施設は、障害児が日常生活を営むのに必要な行政機関に対する手続等について、当該障害児又はその家族において行うことが困難である場合は、必要に応じて施設給付決定保護者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定知的障害児入所施設は、常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第三十二条 指定知的障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健法(昭和三十三年法律第五十六条)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 指定知的障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定知的障害児入所施設は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する児童の入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 指定知的障害児入所施設は、第一項の健康診断に当たっては、必要に応じ梅毒反応検査を行わなければならない。

4 指定知的障害児入所施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(障害児の入院期間中の取扱い)

第三十三条 指定知的障害児入所施設は、障害児について、病院又は診療所に入院する必要があるが生じた場合であつて、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じ、適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定知的障害児入所施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

(施設給付決定保護者に関する都道府県への通知)

第三十四条 指定知的障害児入所施設は、指定施設支援を受けている施設給付決定保護者が偽りその他不正な行為によつて障害児施設給付費又は障害児施設医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を都道府県に通知しなければならない。

(管理者による管理)

第三十五条 指定知的障害児入所施設は、指定知的障害児入所施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置

二九頁

かなければならない。ただし、指定知的障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定知的障害児入所施設の他の職務に従事し、又は当該指定知的障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者の責務)

第三十六条 指定知的障害児入所施設の管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定知的障害児入所施設の管理者は、当該指定知的障害児入所施設の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第三十七条 指定知的障害児入所施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程(第四十三条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三〇頁

三 定員

四 障害児に対する指定施設支援の内容及び施設給付決定保護者から受領する費用及びその額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 虐待の防止のための措置に関する事項

九 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第三十八条 指定知的障害児入所施設は、障害児に対し、適切な指定施設支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定知的障害児入所施設は、当該指定知的障害児入所施設の従業者によつて指定施設支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定知的障害児入所施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

三一頁

(定員の遵守)

第三十九条 指定知的障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第四十条 指定知的障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。

2 指定知的障害児施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第四十一条 指定知的障害児入所施設は、障害児の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

三二頁

2 指定知的障害児入所施設は、当該知的障害児入所施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第四十二条 指定知的障害児入所施設(指定第一種自閉症児施設を除く。次項において同じ。)は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定知的障害児入所施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(揭示)

第四十三条 指定知的障害児入所施設は、当該指定知的障害児入所施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(身体拘束の禁止)

第四十四条 指定知的障害児入所施設は、指定施設支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為

を行ってはならない。

(虐待等の禁止)

第四十五条 指定知的障害児入所施設の職員は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第四十六条 指定知的障害児入所施設の長は、障害児に対し法第四十七条第一項本文の規定により規権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第二項の規定により懲戒に關しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第四十七条 指定知的障害児入所施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定知的障害児入所施設は、従業者及び管理者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障

害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定知的障害児入所施設は、指定障害福祉サービス事業者等(障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。)その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児に關する情報を提供する際は、あらかじめ文書により施設給付決定保護者等の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第四十八条 指定知的障害児入所施設は、当該指定知的障害児入所施設に入所しようとする障害児が、適切かつ円滑に入所できるように、当該指定知的障害児入所施設が実施する指定施設支援の内容に關する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定知的障害児施設及び指定第二種自閉症児施設は、当該指定知的障害児入所施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない。

(指定知的障害児入所施設に対する利益供与等の禁止)

第四十九条 指定知的障害児入所施設は、障害者自立支援法第五十七条に規定する相談支援事業を行う者

若しくは同条第一項に定める障害福祉サービス事業を行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその保護者に対して当該指定知的障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定知的障害児入所施設は、障害者自立支援法第五十七条に規定する相談支援事業を行う者若しくは同条第一項に定める障害福祉サービス事業を行う者等又はその従業者から、障害児を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第五十条 指定知的障害児入所施設は、その提供した指定施設支援に關する施設給付決定保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定知的障害児入所施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定知的障害児入所施設は、その提供した指定施設支援に關し、法第二十四条の十五第一項の規定により

都道府県知事が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定知的障害児入所施設の設定及び帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定知的障害児入所施設は、その提供した指定施設支援に関し、法第五十七条の四の規定により都道府県が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定知的障害児入所施設の設定若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 指定知的障害児入所施設は、都道府県又は都道府県知事からの求めがあった場合には、第三項又は第四項の改善の内容を都道府県又は都道府県知事に報告しなければならない。

5 指定知的障害児入所施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあせんにできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第五十一条 指定知的障害児入所施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第五十二条 指定知的障害児入所施設は、障害児に対する指定施設支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定知的障害児入所施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定知的障害児入所施設は、障害児に対する指定施設支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第五十三条 指定知的障害児施設、指定第二種自閉症児施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第五十四条 指定知的障害児入所施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定知的障害児入所施設は、障害児に対する指定施設支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定施設支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 第二十条に規定するサービスの提供の記録

二 第二十六条に規定する施設支援計画

三 第五十条第二項に規定する苦情の内容等の記録

四 第五十二条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第三章 知的障害児通園施設

第一節 基本方針

第五十五条 指定知的障害児通園施設は、知的障害のある児童を日々保護者の下から通わせて、これを保護するとともに、適切に自立自活に必要な知識技能を与えなければならない。

第二節 人員に関する基準

(指定知的障害児通園施設の従業者の員数)

第五十六条 指定知的障害児通園施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第三号の栄養士を置かないことができる。

一 嘱託医 一以上

二 児童指導員及び保育士 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね乳児又は幼児の数を四で除して得た数以上及び少年の数を七・五で除して得た数の合計数以上とする。

三 栄養士 一以上

2 指定知的障害児通園施設の従業者(前頁第一号に掲げる嘱託医を除く。)は、専ら当該指定知的障害児通園施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合前項第三号に掲げる栄養士については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事することができる。

第三節 設備に関する基準

(指定知的障害児通園施設の設備)

第五十七条 指定知的障害児通園施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 指導室

イ 一の指導室の定員は、おおむね十人とする。

ロ 児童一人当たりの床面積は、二・四七平方メートル以上とすること。

二 遊戯室 児童一人当たり一・六五平方メートル以上とすること。

三 屋外遊戯場

四 医務室

五 静養室

六 相談室

七 調理室

八 浴室又はシャワールーム

九 便所

2 指定知的障害児通園施設の設備は、専ら当該指定知的障害児通園施設の用に供するものでなければならない

い。ただし、障害児の設備に支障がない場合は、前項に掲げる設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の用に供することができるものとする。

第四節 運営に関する基準

(施設利用者負担額の受領)

第五十八条 指定知的障害児通園施設は、指定施設支援を提供した際は、施設給付決定保護者から指定施設支援に係る施設利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定知的障害児通園施設は、法定代理受領を行わない指定施設支援を提供した際は、施設給付決定保護者から当該指定施設支援に係る指定施設支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定知的障害児通園施設は、前二項の支払を受ける額のほか、指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を施設給付決定保護者から受領することができる。

一 食事の提供に要する費用

二 日用品費

三 その他指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、施設給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定知的障害児通園施設は、第一項から第三項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った施設給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定知的障害児通園施設は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、施設給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、施設給付決定保護者の同意を得なければならない。

(施設利用者負担額に係る管理)

第五十九条 指定知的障害児通園施設は、施設給付決定保護者の依頼を受けて、施設給付決定に係る障害児が

同一の月に、当該指定知的障害児通園施設が提供する指定施設支援及び他の指定知的障害児施設等が提供する指定施設支援を受けたときは、施設利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定知的障害児通園施設は、当該指定施設支援の状況を確認の上、施設利用者負担額合計額を都道府県

に報告するとともに、当該施設給付決定保護者に通知しなければならない。

(運営規程)

第六十条 指定知的障害児通園施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 定員

四 提供する指定施設支援の内容及び施設給付決定保護者から受領する費用及びその額

五 通常の事業の実施地域

六 施設の利用に当たつての留意事項

七 緊急時等における対応方法

八 非常災害対策

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他運営に関する重要事項

(協力医療機関)

第六十一条 指定知的障害児通園施設は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(会計の区分)

第六十二条 指定知的障害児通園施設は、指定施設支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならぬ。

(準用)

第六十三条 第十一条から第二十一条まで、第二十四条から第三十二条まで、第三十四条から第三十六条まで

、第三十八条から第四十一条まで、第四十三条から第五十二条まで及び第五十四条の規定は、指定知的障害児通園施設について準用する。

第三章 盲ろうあ児施設

第一節 基本方針

第六十四条 指定盲ろうあ児施設は、盲児(強度の弱視児を含む。)又はろうあ児(強度の難聴児を含む。)

を入所させて、これを保護するとともに、適切に自立自活に必要な知識および技能を与えなければならない

第二節 人員に関する基準

(指定盲児施設の従業者の員数)

第六十五条 指定盲児施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第三号の栄養士を置かないことができる。

一 嘱託医 一以上

二 児童指導員及び保育士 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳児又は幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人につき一人以上とする。

三 栄養士 一以上

(指定ろうあ児施設の従業者の員数)

2 指定盲児施設の従業者(前頁第一号に掲げる嘱託医を除く。)は、専ら当該盲児施設の職務に従事する者

でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、前項に掲げる栄養士については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事することができるものとする。

第六十六条 指定ろうあ児施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第三号の栄養士を置かないことができる。

一 嘱託医 一以上

二 児童指導員及び保育士 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳児又は幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人につき一人以上とする。

三 栄養士 一以上

2 指定ろうあ児施設の従業者(前頁第一号に掲げる嘱託医を除く。)は、専ら当該ろうあ児施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、前項第三号に掲げる栄養士については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事することができるものとする。

(指定難聴幼児通園施設の従業者の員数)

第六十七条 指定難聴幼児通園施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 嘱託医 一以上

二 児童指導員、保育士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員、児童指導員、保育士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね幼児四人につき一人以上とする。ただし、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員は、それぞれ二人以上でなければならない。

三 栄養士 一以上

2 指定難聴幼児通園施設の従業者(前頁第一号に掲げる嘱託医を除く。)は、専ら当該ろうあ児施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合、前項第三号に掲げる栄養士については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事することができる。

第三節 設備に関する基準

(指定盲児施設の設備)

第六十八条 指定盲児施設の設備の基準は、次のとおりとする。ただし、入所定員が三十人を超えないものにあつては、第十号の医務室及び第十一号の静養室を設けないことができる。

一 居室

イ 一の居室の定員は、十五人以下とすること。

ロ 児童一人当たりの床面積は、三・三平方メートル以上とすること。

ハ 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。

二 講堂

三 遊戯室

四 訓練室

五 職業指導に必要な設備

六 音楽に関する設備

七 調理室

八 浴室

九 便所

十 医務室

十一 静養室

四九頁

十二 前号までに規定するもののほか、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること

2 指定盲児施設の設備は専ら当該指定盲児施設の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、前項に掲げる設備(第一号を除く。)については、併せて設置する他の社会福祉施設の用に供することができるものとする。

(指定ろうあ児施設の設備)

第六十九条 指定ろうあ児施設の設備の基準は、次のとおりとする。ただし、入所定員が三十人を超えないものにあつては、第十号の医務室及び第十一号の静養室を設けないことができる。

一 居室

イ 一の居室の定員は、十五人以下とすること。

ロ 児童一人当たりの床面積は、三・三平方メートル以上とすること。

ハ 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。

二 講堂

三 遊戯室

四 訓練室

五 職業指導に必要な設備

六 映写に関する設備

七 調理室

八 浴室

九 便所

十 医務室

十一 静養室

2 指定ろうあ児施設の設備は、専ら当該指定盲児施設の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、前項に掲げる設備(第一号を除く。)については、併せて設置する他の社会福祉施設の用に供することができるものとする。

(指定難聴幼児通園施設の設備)

五一頁

第七十条 指定難聴幼児通園施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 遊戯室

二 観察室

三 医務室

四 聴力検査室

五 訓練室

六 相談室

七 調理室

八 便所

2 指定難聴幼児通園施設の設備は、専ら当該指定難聴幼児通園施設の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、前項に掲げる設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の用に供することができるものとする。

(施設利用者負担額に係る管理)

五〇頁

五二頁

第七十一条 指定盲児施設、指定ろうあ児施設は、給付決定に係る障害児が同一の月に、当該指定障害児入所施設が提供する指定施設支援及び他の指定知的障害児施設等が提起する指定施設支援を受けたときは、当該指定施設支援に係る施設利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定盲児施設又は指定ろうあ児施設は、当該指定施設支援の状況を確認の上、施設利用者負担額合計額を都道府県に報告するとともに、当該施設給付決定保護者に通知しなければならない。

2 指定難聴幼児通園施設は、施設給付決定保護者の依頼を受けて、施設給付決定に係る障害児が同一の月に、当該指定知的障害児通園施設が提供する指定施設支援及び他の指定知的障害児施設等が提供する指定施設支援を受けたときは、施設利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定難聴幼児通園施設又は指定知的障害児通園施設は、当該指定施設支援の状況を確認の上、施設利用者負担額合計額を都道府県に報告するとともに、当該施設給付決定保護者に通知しなければならない。

第四節 運営に関する基準

(運営規程)

第七十二条 指定ろうあ児施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定

めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 定員
- 四 提供する指定施設支援の内容及び施設給付決定保護者から受領する費用及びその額
- 五 通常の事業の実施地域（指定難聴幼児通園施設に限る。）
- 六 施設の利用に当たつての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他運営に関する重要事項

(準用)

第七十三条 第十一条から第二十一条まで、第二十二條(同条第四項を除く)、第二十四条から第三十六条まで

第三十八条から第五十二条まで、第五十四条から第五十七条まで、第六十二条の規定は指定盲児施設、指定ろうあ児施設について準用する。

2 第十一条から第二十一条まで、第二十四条から第三十二条まで、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条から第四十一条まで、第四十三条から第五十二条まで、第五十四条、第五十八条、第六十一条及び第六十二条の規定は指定難聴幼児通園施設について準用する。

第四章 肢体不自由児施設

第一節 基本方針

第七十四条 指定肢体不自由児施設、指定肢体不自由児通園施設、指定肢体不自由児療護施設（以下指定肢体不自由児施設等という。以下同じ。）は、上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童を治療するとともに、適切に自立自活に必要な知識技能を与えなければならない。

第二節 人員に関する基準

(指定肢体不自由児施設の従業者の員数)

第七十五条 指定肢体不自由児施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 医療法に規定する病院として必要とされる従業者
- 二 児童指導員及び保育士 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳児又は幼児おおむね十人につき一人以上、少年おおむね二十人につき一人以上とする。
- 三 理学療法士又は作業療法士 一以上
- 2 指定肢体不自由児施設の従業者は、専ら当該指定肢体不自由児施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援保護に直接従事する職員を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事することができる。

(指定肢体不自由児通園施設の従業者の員数)

第七十六条 指定肢体不自由児通園施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 医療法に規定する診療所として必要とされる従業者
- 二 児童指導員 一以上
- 三 保育士 一以上
- 四 看護師 一以上

五 理学療法士又は作業療法士 一以上

2 指定肢体不自由児通園施設の従業者は、専ら当該肢体不自由児通園施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の支援に直接従事する職員を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事することができるものとする。

(指定肢体不自由児療護施設の従業者の員数)

第七十七条 指定肢体不自由児療護施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えないものにあつては、第四号の栄養士を置かないことができる。

一 嘱託医 一以上

二 児童指導員及び保育士 児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を三・五で除して得た数以上とする。

三 看護師 一以上

四 栄養士 一以上

2 指定肢体不自由児療護施設の従業者(前頁第一号に掲げる嘱託医を除く。)は、専ら当該肢体不自由児療

五七頁

護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、前項第四号に

掲げる栄養士については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

(指定肢体不自由児施設の設備)

第七十八条 指定肢体不自由児施設の設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第八号に掲げる設備にあつては、他に適当な設備がある場合は、これを置かないことができる。

一 医療法に規定する病院として必要とされる設備

二 ギブス室

三 訓練室

四 屋外訓練場

五 講堂

六 図書室

七 特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備

八 義肢装具を製作する設備

九 浴室

十 前号までに規定するもののほか、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること

2 指定肢体不自由児施設の設備は専ら当該指定肢体不自由児施設の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、前項に掲げる設備(第一号を除く。)については、併せて設置する他の社会福祉施設の用に供することができるものとする。

(指定肢体不自由児通園施設の設備)

第七十九条 指定肢体不自由児通園施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 医療法に規定する診療所として必要とされる設備

二 訓練室

三 屋外訓練場

四 相談室

五九頁

五 調理室

六 前号までに規定するもののほか、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること

2 指定肢体不自由児通園施設の設備は、専ら当該指定肢体不自由児通園施設の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、前項に掲げる設備(第一号を除く。)については、併せて設置する他の社会福祉施設の用に供することができるものとする。

(指定肢体不自由児療護施設の設備)

第八十条 指定肢体不自由児療護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

二 医務室

三 静養室

四 訓練室

五 屋外訓練場

六 調理室

七 浴室

八 便所

九 前号までに規定するもののほか、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すり等身体機能の不自由を助ける設備を設けること

2 指定肢体不自由児療護施設の設備は専ら当該指定肢体不自由児療護施設の用に供するものでなければならぬ。ただし、障害児の支援に支援に支障がない場合は、前項に掲げる設備(第一号を除く。)については、併せて設置する他の社会福祉施設の用に供することができるものとする。

第四節 運営に関する基準

(施設利用者負担額の受領)

第八十一条 指定肢体不自由児施設等は、指定施設支援を提供した際は、施設給付決定保護者から指定施設支援に係る施設利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定肢体不自由児施設等は、法定代理受領を行わない指定施設支援を提供した際は、施設給付決定保護者

六一頁

から当該指定施設支援に係る指定施設支援費用基準額及び指定肢体不自由児施設、指定肢体不自由児通園施設において提供される障害児施設医療に係る健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定された額又は法第二十四条の二十第三項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3 指定肢体不自由児療護施設は前二項の支払を受ける額のほか、指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を施設給付決定保護者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用及び光熱水費(法第二十四条の七第一項の規定により特定入所障害児食費等給付費が支給された場合は、令第二十七条の六第三項に規定する食費等の基準費用額(法第二十四条の七第二項において準用する法第二十四条の三第九項の規定により当該特定入所障害児食費等給付費が当該施設給付決定保護者に代わり当該指定肢体不自由児療護施設に支払われた場合は、令第二十七条の六第一項に規定する食費等の負担限度額)を限度とする。)

二 日用品費

三 その他指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となる

六二頁

ものに係る費用であつて、施設給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定肢体不自由児通園施設又は指定肢体不自由児施設(通所による指定施設支援を提供する場合に限る)は前二項の支払を受ける額のほか、指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を施設給付決定保護者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 日用品費

三 その他指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、施設給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 指定肢体不自由児施設(通所による指定施設支援を提供する場合を除く。)は、第一項又は前二項の支払いを受ける額のほか指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を施設給付決定保護者から受けることができる。

一 日用品費

二 その他指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となる

六三頁

ものに係る費用であつて、施設給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

6 第三項第一号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

7 指定肢体不自由児施設等は、第一項から第五項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った施設給付決定保護者に対し交付しなければならない。

8 指定肢体不自由児施設等は第三項から第五項までの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、施設給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、施設給付決定保護者の同意を得なければならない。

(施設利用者負担額に係る管理)

第八十二条 指定肢体不自由児施設及び指定肢体不自由児療護施設は、施設給付決定保護者の依頼を受けて、施設給付決定に係る障害児が同一の月に、当該指定指定肢体不自由児施設及び指定肢体不自由児療護施設が提供する他の指定知的障害児施設等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定肢体不自由児施設及び指定肢体不自由児療護施設は、当該指定施設支援の状況を確認の上、施設利用者負担額合計額を都道府県に報告するとともに、当該施設給付決定保護者に通知しなければならない

六四頁

2 指定肢体不自由児通園施設は、施設給付決定保護者の依頼を受けて、施設給付決定に係る障害児が同一の月に、当該指定肢体不自由児通園施設が提供する指定施設支援及び他の指定知的障害児施設等が提起する指定施設支援を受けたときは、利用者負担額合計額を算定しなければならない。

(運営規程)

第八十三条 指定肢体不自由児施設等は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 定員

四 提供する指定施設支援の内容及び施設給付決定保護者から受領する費用及びその額

五 通常の事業の実施地域（指定肢体不自由児通園施設、指定肢体不自由児施設（通所による指定施設支援を提供する場合に限る。））

六 施設の利用に当たつての留意事項

七 緊急時等における対応方法

八 非常災害対策

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他運営に関する重要事項

(協力医療機関)

第八十四条 指定肢体不自由児療護施設は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定肢体不自由児施設、指定肢体不自由児療護施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(会計の区分)

第八十五条 指定肢体不自由児療護施設は、指定施設支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(準用)

第八十六条 第十一条から第二十一条まで、第二十四条から第三十六条まで、第三十八条から第四十一条まで、第四十三条から第四十七条まで、第四十八条第一項、第四十九条から第五十二条及び第五十四条までの規定は指定肢体不自由児施設について準用する。

2 第二十一条から第二十一条まで、第二十四条から第三十二条まで、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条から第四十一条まで、第四十三條から第四十七條まで、第四十八條第一項、第四十九條から第五十二條及び第五十四條までの規定は指定肢体不自由児通園施設について準用する。

3 第三十一条から第三十一条まで、第二十四條から第三十六條まで、第三十八條から第四十一條まで、第四十三條から第五十二條及び第五十四條までの規定は指定肢体不自由児療護施設について準用する。

第五章 重症心身障害児施設

第一節 基本方針

第八十七条 指定重症心身障害児施設は、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、適切に治療及び日常生活の指導を行わなければならない。

第二節 人員に関する基準

(指定重症心身障害児施設の従業者の員数)

第八十八条 指定重症心身障害児施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 医療法に規定する病院として必要とされる従業者
- 二 児童指導員 一以上
- 三 保育士 一以上
- 四 心理指導を担当する職員 一以上
- 五 理学療法士又は作業療法士 一以上

2 指定重症心身障害児施設は、専ら当該重症心身障害児施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する職員を除き、他の社会福祉施設の職務に従事することができるものとする。

第三節 設備に関する基準

(指定重症心身障害児施設の設備)

第八十九条 指定重症心身障害児施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院として必要とされる設備
- 二 観察室
- 三 訓練室
- 四 看護師詰所
- 五 浴室

1 指定重症心身障害児施設の設備は、専ら当該指定重症心身障害児施設の用に供するものでなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、前項に掲げる設備（第一号を除く。）については、併せて設置する他の社会福祉施設の用に供することができるものとする。

第四節 運営に関する基準

（施設利用者負担額の受領）

第九十条 指定重症心身障害児施設は、指定施設支援を提供した際は、施設給付決定保護者から指定施設支

援に係る施設利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定重症心身障害児施設は、法定代理受領を行わない指定施設支援を提供した際は、施設給付決定保護者から当該指定施設支援に係る指定施設支援費用基準額及び指定重症心身障害児施設において提供される障害児施設医療に係る健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定された額又は法第二十四条の二十第三項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3 指定重症心身障害児施設は、前号二項の支払を受けるのほか、指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち各号に掲げる費用の支払を施設給付決定保護者から受けることができる。

一 日用品費

二 その他指定施設支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、施設給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 第三項第一号及び第二号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定重症心身障害児施設は、第一項から第三項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収

証を当該費用を支払った施設給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定重症心身障害児施設は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、施設給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、施設給付決定保護者の同意を得なければならない。

（準用）

第九十一条 第十一条から第二十一条まで、第二十三条から第四十一条まで、第四十四条から第四十七条まで、第四十八条第一項、第四十九条から第五十二条及び第五十四条までの規定は指定重症心身障害児施設について準用する。

附則

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。